

船舶事故調査報告書

平成27年8月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年3月24日 06時50分ごろ
発生場所	長崎県五島市福江島宇戸鼻北方沖 嵯峨島港外防波堤灯台から真方位084°4,000m付近 （概位 北緯32°43.92′ 東経128°38.72′）
事故調査の経過	平成27年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 政丸、1.1トン NS3-603113（漁船登録番号）、個人所有 6.32m(Lr)×1.95m×0.78m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、平成11年10月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月8日 免許証交付日 平成26年9月8日 （平成31年12月13日まで有効） 甲板員A 男性 24歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	右舷外板及び船外機に破損、ネットホーラの脱落
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、福江島宇戸鼻北方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）で揚網中、船長が船尾で操船し、甲板員Aが右舷船首に取り付けたネットホーラを運転して棒綱（ウキと刺し綱をつなぐ索、約6m）を巻き揚げ、甲板員Bが中央付近で巻き揚げた棒綱を整理していた。（写真1参照）

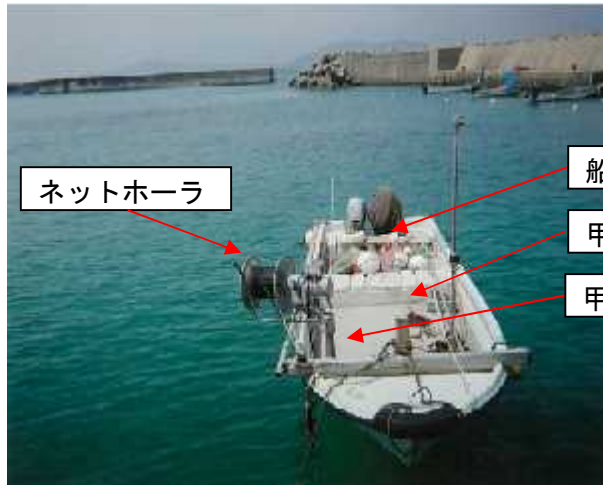


写真1 作業及び操船場所（同型船）

本船は、船長が北西方からのうねりに船首を向けるように操船していたところ、船首方から高起したうねりを受けて船首が持ち上げられ、その後、左舷側が持ち上げられて右舷側に傾斜し、平成27年3月24日06時50分ごろ一瞬のうちに転覆した。

本船は、乗組員全員が転覆する際に海に投げ出され、船長及び甲板員Bが泳いで海岸にたどり着き、甲板員Aの姿が見当たらなかったため、甲板員Bが近くの親戚宅まで行って消防署に救助要請を行った。

甲板員Aは、09時ごろ海底に沈んでいるところを長崎県の防災ヘリコプターに発見され、ダイバーにより引き揚げられて病院に搬送されたが、外傷性脳出血があり、溺水による死亡と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

気象・海象

気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約10m/s、視界 良好
海象：波高 約1～1.5m

長崎地方気象台は、下五島地方に、3月22日04時04分に強風注意報を、23日03時04分に波浪注意報を発表し、本事故時も、強風、波浪注意報の発表を継続していた。

その他の事項

甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかった。

船長及び甲板員Bは、携帯電話を身に付けていなかった。

船長は、本船の係船場所から波の状態を見て出航の判断を行っており、本事故当日、若干白波が立っていたものの、ふだん出航している状況と同程度であったので、出航することとした。

本船は、1反の長さが約45m、幅が約2m、重量が約10kgの刺し網を本件漁場の水深約3m付近に南北方向に2反設置していた。

（図1参照）

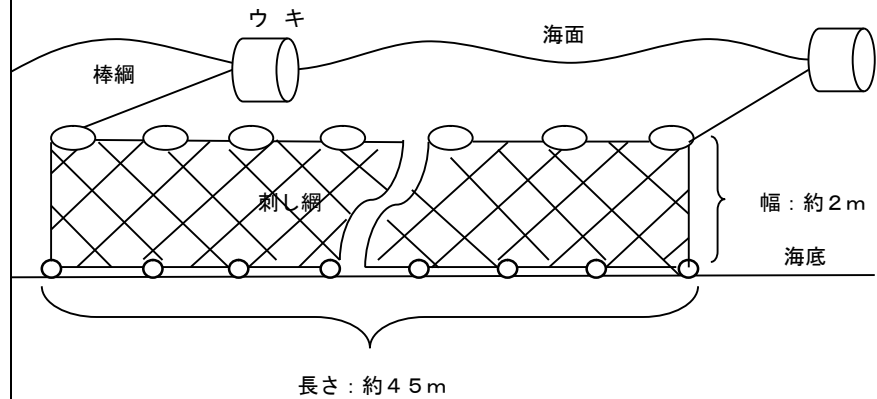


図1 刺し網漁概略図

本船は、刺し網が北西方からの風浪で設置した場所から岸寄りに流されていたので、水深が浅い場所で棒網の巻揚げ作業を開始した。

船長は、刺し網が、瀬などに引っ掛かった場合には、簡単に上がらないことを経験していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
あり

本船は、福江島宇戸鼻北方沖において、船首方から波高約1～1.5mの波浪を受けながら刺し網の揚網作業中、船首が同波浪で持ち上げられた際、右舷側に傾斜したことから、転覆したものと考えられる。

本船は、波高約1～1.5mの波浪で船首が持ち上げられた際、刺し網が瀬に引っ掛かるなどして右舷側への傾斜が生じた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。

甲板員Aは、転覆した際、頭を打って外傷性脳出血を起こしたことが、溺水に関与した可能性があると考えられる。

原因

本事故は、本船が、福江島宇戸鼻北方沖において、船首方から波高約1～1.5mの波浪を受けながら刺し網の揚網作業中、船首が同波浪で持ち上げられた際、右舷側に傾斜したため、転覆したことにより発生したものと考えられる。

参考

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・うねりが隆起する場合は、浅水域での操業は避けること。
- ・小型船舶の暴露甲板で作業を行う際は、救命胴衣の着用と同時に、適切な着用を心掛けること。
- ・不測の事態に備え、防水型携帯電話を身に付けるなどして陸上との連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

